

## 年休裁判東京訴訟控訴審終結

東京高等裁判所において11月27日、年休裁判東京訴訟控訴審第2回弁論が開催されました。第1審は東京地方裁判所においてJ R 東海労組合員6名の原告が勝利し、これに対し被告会社側が控訴、原告側が勝利判決を完全勝利とするために附帯控訴していたものです。

今回は原告側から、元中央大学教授で労働法学者の毛塚勝利先生の「事前調整型年休付与制度における使用者の時季変更権行使の適法性判断のあり方」と題する、この裁判に対する意見書を証拠として提出しました。被告会社側は「裁判を長引かせるものだ」としてこの意見書を採用しないことを主張しましたが、裁判所はこの主張を退け証拠採用し、控訴審は終結しました。

「意見書」はJ R 東海労ホームページに掲載しますので、是非ご覧下さい

**判決言い渡しは来年2月28日13時15分です。**